

自殺対策官民連携協働会議委員からのご発言を踏まえた各府省の対応（概要版）

大綱	No (頁)	委員名 (省庁名)	ご発言	現時点における各府省の対応状況 / 今後の取組の方向性
実態把握	1	五十嵐委員 渡辺委員 (内閣府)	自殺統計の「その他無職」の項目について詳細なデータは得ることができないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 自殺統計については、毎月、市区町村ごとの詳細なデータ（単純集計）をホームページ上で公表するとともに、都道府県を通じて情報提供を行っている。 「その他無職」について、これ以上の詳細な分類を示すことは困難であるが、例えば年齢と動機別などクロス集計等を行い分析することにより実態が深掘できるよう工夫してまいりたい。
	2	伊藤委員 (厚労省)	自殺と過重労働との関連の分析が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 仕事により精神障害を発病して自殺した（未遂を含む。）として労災認定されたものは63件、平成24年度（93件）から30件（32%）減少。 過労死等防止対策推進法では、国は過労死等に関する調査研究等を実施することが規定されており、同法を踏まえ関連する調査研究を実施する予定。
心の健康	3	坂元委員 田中委員 (厚労省)	がん患者へのフォローやがん診療拠点病院における自殺対策の強化が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> がん患者に対しては、心理面も含めたきめ細やかな対応が必要であり、がん診療連携拠点病院において、緩和ケアチームに精神症状の緩和に携わる医師を配置し、精神心理的苦痛へのケアを行っている。また、がん患者の心情に十分に配慮した病状の伝え方などの研修を実施。
	4	高橋委員 田中委員 (内・総・厚)	被災地における派遣職員や復興を支えている人に対して心のケアを行うことが重要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 被災自治体におけるメンタルヘルス対策として、地方公務員災害補償基金と共に、派遣職員も含めた被災自治体の地方公務員に対し、ストレスチェック、カウンセリング、セミナーなどの事業を実施。 被災者の心のケア支援事業において、心のケアを担う拠点として、被災三県に心のケアセンターを設置、市町村保健師に対する後方支援、専門家による同行訪問、支援者支援等を実施。 地域自殺対策緊急強化基金を通じ、被災地での取り組みを支援、ブロック会議において自治体や民間団体の情報共有やネットワークづくりを支援。 ニーズに対応して、被災者への支援を続けるとともに、被災自治体と連携しながら、適切なメンタルヘルス対策に努めてまいりたい。
精神科医療	5	渡辺委員 (厚労省)	不適切な処方、診療報酬ではなく個別指導、その他行政処分に対応すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 医師又は歯科医師による「不適切な処方」についても、罰金以上の刑に処せられたとき等の要件に該当すると認められる場合には、免許取り消し、業務停止等の行政処分の対象となり得る。 平成26年度診療報酬改定において、医療の質を向上する観点から、向精神薬の多剤投与を行った際の減算規定を設けた。 「睡眠薬の適正な使用と休薬のための診療ガイドライン」や、不眠に対する認知行動療法も含めた治療ガイドライン、「統合失調症患者への抗精神病薬の適切な処方を推進する減量法ガイドライン」を作成することなどにより、適切な処方の推進を図っているところ。 今後も、行政処分の要件に該当する医師及び歯科医師に対しては、医道審議会の意見を聴いた上で、適切な行政処分を実施するよう努めていく。 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」に基づき、厚生労働科学研究等を通じ、薬物ガイドライン等の策定と関係団体等に周知や、認知行動療法の普及に努める等、向精神薬の適切な処方を推進する取組を行っていききたい。
社会	6	中山委員 (関係省庁)	生きる支援のための保険創設について、官民挙げての検討をすべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 生きる支援のための保険創設に関しては、制度の骨格が不明であるので評価は難しいが、モラルハザードの問題が生じることが容易に想像され、保険制度として制度設計を行うのは難しいのではないかと。経済的な問題で自殺に追い込まれる人への対応として、例えば、大綱においては、「社会的な取組で自殺を防ぐ」で、「多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実」「経営者に対する相談事業の実施等」等の取組をすすめているところ。

遺された人への支援	7	田中委員 (内・厚)	自死遺族の自助グループ等への支援と連携を進めるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・基金等を通じて自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施。またブロック会議において、自死遺族の分かち合い等についての活動報告や、支援や連携について意見交換を実施。 ・自殺の防止等に関する民間が行う事業について公募を行い、採択された事業について、財政支援を実施（自殺防止対策事業費補助金）。自助グループ等の民間団体におかれても、採択された場合には、活動に対する財政支援を実施。
	8	杉本委員 (内閣府) (関係省庁)	心理的瑕疵に関する取り組みを進めるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族の置かれた状況や支援についての理解促進に努めており、遺族が不利益を被ることがないように損害賠償の現状把握とその周知を図ることが肝要であることから、過去の裁判例を収集し、法的な考え方や損害賠償等の現状を整理するための調査を実施中。 ・結果については、自死遺族等のための情報提供を行うための判例集として取りまとめ公表する予定。
	9	杉本委員 (内・厚)	遺族支援は、長く続けていかなければならない課題ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・基金等を通じて遺族支援の取組を推進。 ・精神保健福祉センターや保健所等で、遺族も含め精神的ケアや相談を実施しているところであり、引き続き、適切に必要な相談支援を行うよう、周知していく。
推進体制	10	中山委員 (内閣府)	都道府県の枠を超えた連携事業について弾力的な運用が重要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な事業については、都道府県連携事業分として定額を交付しているところ。連携による広域的な相談事業の取組について、事例集等で紹介。 ・交流という視点では、ブロック会議の中で、地域や官民のバランスに配慮したグループにより、意見交換や情報共有を行っているところ。
	11	高橋委員 本橋委員 (内閣府)	自殺の状況に関する分析について多面的なアプローチが重要ではないか。 自殺対策（例えば基金）の効果について分析を進めていくことが重要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の調査や分析手法についてそのような視点を持ちながら検討してまいりたい。 ・委員の先生方にも情報共有をいただきながら進めてまいりたい。